

[事案 29-153] 保険料自動振替貸付無効請求

・平成 30 年 2 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

保険料払込みの一時停止を申し出た際に、自動振替貸付が適用されることの説明がなかったことを理由に、保険料自動振替貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 4 月に契約した個人年金保険について、保険料払込みの一時停止を申し出た際に、自動振替貸付が適用されることの説明がなく、また、契約後、担当者とは一度も面談したことがなく、自動振替貸付が適用されていることについて知らされる機会もなかったため、保険料自動振替貸付を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

保険料自動振替貸付は、約款に基づく対応であり、また、自動振替貸付が適用された契約者には通知をしている。加えて、契約者に毎年郵送する契約のお知らせにも自動振替貸付が適用されていることが記載されており、自動振替貸付の適用につき適宜通知していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料払込停止申出時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料自動振替貸付の適用についての説明不十分は認められないが、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。